



さくのけいこ
作野桂子 議員
SAKUNO Keiko

Q. 教員の働き方改革、 町長の考えは

A. 教育委員会と よく議論する

■教職員の精神疾患による病気休職者数の推移



2016年度に全国の教員勤務実態調査が実施され、小学校で約3割、中学校で約6割もの教員の時間外労働が過労死ラインを上回っているという実態が明らかとなった。

現在も多忙化は解消されておらず、長時間労働による過労死や精神疾患による病気休職者が相次ぎ、約5000人、全体の0.5%前後で推移している。疲労が蓄積し、心身が疲弊している状態では、児童生徒にも影響を与えかねない。

教員の働き方改革は教員の健康や安全を守ることや「教

員のなり手」「教育の質」を維持・向上させるためにも、早く進める必要がある。

学校や教員が担ってきた、広がり過ぎた業務を地域などに迅速に移行していく必要がある。一方で、部活動や登校時間の変更については、子ども達に不利益がないよう、学校・行政・保護者・地域・関係者としつかり話し合い、合意形成を図る場が必要である。

「学校や教員以外の担い手を確保すること」は教育委員会の仕事であると考え、質問する。

Q 豊山町は、具体的な目標設定や今後の計画・PDC Aサイクルなどを定める必要があると考えるが、どうか。

A 教育委員会事務局長
2019年度の総合教育会議において、学校における働き方改革に向けた取り組みを、学校運営、組織体制、施設整備、その他4項目に整理した。業務改善を実施し、成

■教員の働き方改革を実現するために必要な取り組み

- ・下記の3つに分類し、役割分担・適正化の推進
 - 1)基本的には学校以外が担うべき業務
 - 2)学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - 3)教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
- ・業務の優先順位の明確化や精選
- ・地域や保護者との協議の場、理解や協力を得る取り組み
- ・業務量に見合った人的配置 など

果と課題についても定期的にチェックをしている。

Q 教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）の活用を拡大してはどうか。

A 教育委員会事務局長
今後も必要に応じて、外部委託も含めて精査するなど見直しを進め、学校教育活動の充実と働き方改革の推進を図る。

Q 鈴木町長（当時は副町長）は教育総合会議で「教員の業務とは何か整理をする必要がある」部活動についても「運動などを継続していくる在り方を行政として考える必要がある」「主体がどこか整理し、多大な業務と経費が発生するが、子どもの視点に立って議論して改善していくことが必要」と発言された。部活動や登校時間も含めて、教員の多忙化解消全般について町長の見解はどうか。

A 町長
教員の働き方改革をすすめるだけでなく、社会全般が学校に求めるものを見直す取り組みを始めることも大切ではないかと考えている。私としては、引き続き教育委員会とよく議論し、子ども達を取り巻くより良い学校づくりに向けていきたい。

